

令和4年9月5日

立山町立小中学校
保護者各位

立山町教育委員会

児童生徒等が濃厚接触者となった場合の待機期間の変更について

日頃より、本町の教育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る出席等の取扱いについて令和4年7月25日付けで見直しをいたしました。この度、富山県教育委員会において児童生徒等が濃厚接触者となった場合の待機期間の取扱いの変更に準じ、本町におきましても下記のとおり見直すことといたしました。

なお、令和4年9月5日以前に濃厚接触者として特定された場合も同様の取り扱いといたします。

1. ①児童生徒等の本人が濃厚接触者として特定された場合

学校保健安全法第19条に基づき、出席停止となります。濃厚接触者が感染者に最後に濃厚接触した日の翌日から起算して原則5日間、出席を控えてください。ただし、濃厚接触者として特定された児童生徒本人及び同居家族が全員無症状で、且つ、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で、両検査の結果が共に陰性を確認した場合は、3日目から登校等を可能とします。

【検査によって待機期間を短縮する場合の留意点】

- ・抗原定性検査キットを用いた検査は、保護者及び本人の意思で行うものであり、学校において要請するものではないこと
- ・検査は、自費検査とすること（県による無料検査は、濃厚接触者は対象外のため、待機期間を短縮するためには利用できません。）
- ・薬事承認された検査キットを使用すること（国の承認を受けた抗原定性検査キットには、「体外診断用医薬品」の表示があります。）
- ・待機期間解除の判断を保健所に確認する必要はないこと
- ・解除後も7日間が経過するまでは、一定の発症リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと

②児童生徒等の本人が濃厚接触者ではないが念のためPCR検査等を受ける場合

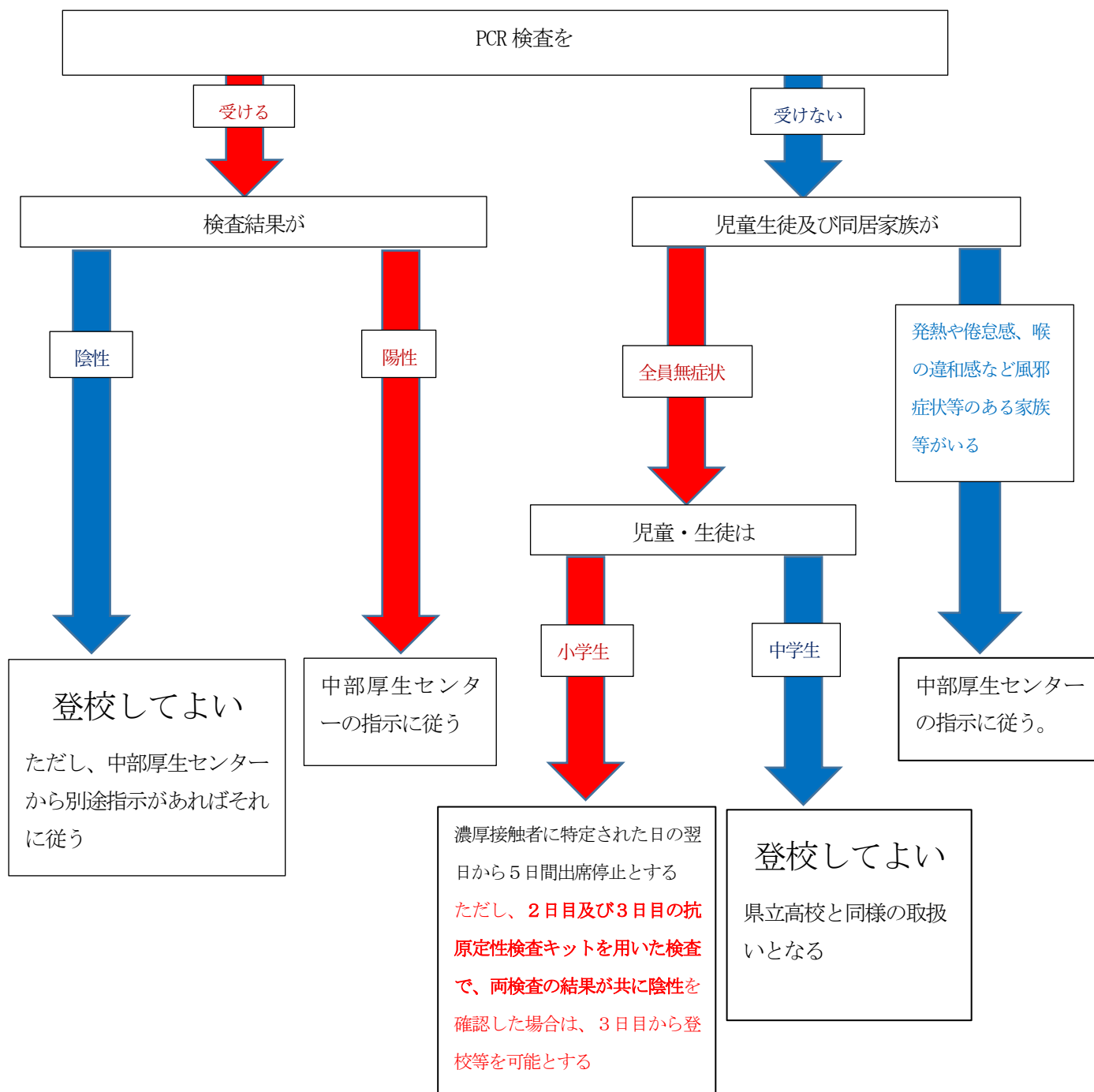
児童生徒本人の登校を差し控えてください。その場合は、欠席とはならず出席停止の扱いとなります。

2. 児童生徒等の同居家族等が濃厚接触者として特定された場合

（小学校と中学校で異なる対応となるので、裏面のフローチャートをご覧ください。）

- ・小学校においては、児童本人も含め、同居家族が無症状の場合は、濃厚接触者が感染者に最後に濃厚接触した日の翌日から起算して5日間、出席を控えてください。ただし、濃厚接触者として特定された児童本人及び同居家族が全員無症状で、且つ、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で、両検査の結果が共に陰性を確認した場合は、3日目から登校等を可能とします。（この間は、出席停止とします。）
- ・中学校においては、生徒本人も含め、同居家族が無症状の場合は、登校できます。
- ・ただし、この期間中、濃厚接触者の同居家族、又は児童生徒本人に症状が出た場合は、中部厚生センター等の指示に従っていただくようお願いいたします。

◆児童生徒等の同居家族等が濃厚接触者として特定された場合の取り扱い詳細



3. その他

- ・児童生徒等に発熱・せき・頭痛等の風邪の症状が見られる場合は、自宅待機をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する事由で、保護者の判断により、児童生徒を欠席させる場合については、出席停止とします。
- ・感染の疑い等があれば、中部厚生センター（電話番号 076-472-0637）へご相談をお願いします。また、そのような場合は、学校へもご連絡願います。
- ・教職員が感染した場合等についても児童生徒同様に取り扱います。
- ・これまでどおり、各ご家庭での基本的な感染防止対策の徹底（マスク着用、こまめな手指消毒等）をお願いします。